

◎新潟県告示第1176号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
十日町市
- 2 事業の種類
（仮称）十日町市市民文化ホール・十日町市中央公民館建設事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分
十日町市本町1丁目上地内

(2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）十日町市市民文化ホール・十日町市中央公民館建設事業（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）十日町市市民文化ホール（以下「市民文化ホール」という。）建設は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当し、また、十日町市中央公民館（以下「中央公民館」という。）建設は、法第3条第22号に規定する「社会教育法による公民館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確認していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

十日町市では現在、多目的ホールである十日町市市民会館（以下「市民会館」という。）と中央公民館を併設し、市民会館では市民、児童生徒による演奏発表会や著名アーティストのコンサート、中央公民館では自主グループによる学習活動や講演会等、様々な催し物、事業の用に供している。

しかし、建設後40年以上の経過による老朽化及び中越地震等による被災に伴い建物の損傷が激しいこと、高齢者や障害者に配慮した設備や遮音機能が不足して使い勝手が悪いこと、市民会館の客席数が少なく市民が望むアーティストの招聘には限界があること等から、市ではこれらの施設を新しく建て替え、市民会館の名称を市民文化ホールに変更するものであり、本件事業は「新市建設計画」及び「十日町市総合計画後期基本計画」に掲げられている。

市民文化ホールと中央公民館の併設は、利用状況による相互の空き室を出演者の控室や市民の学習の場として臨機応変に利用し、両施設を効率よく活用できることから、建て替え後も今まで同様に併設することとしている。

本件事業の実施により、市民文化ホールの客席数を増やし3層構造にすることで、市民の要望に応え、利用形態に合わせて客席や照明を使用することが可能となり、中央公民館も遮音機能を備えた練習室及び講堂で周囲への影響を気にせずに講座の活動に励むことが可能となる。また、建物にバリアフリーの機能を充実させ、市民誰もが安心して様々な用途で利用できることとなり、生涯学習の取組の推進や芸術文化の水準の向上等、市の文化振興につながることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、起業地の東側及び北側にある住宅地への日照や騒音等の影響が懸念されるが、建物を西側に配置し、東側及び北側に配置する駐車場の周辺には堀を設置し樹木を植えることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全地域のいずれにも含まれていない旨市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、電力や上下水道の敷設が容易で建設に支障がないこと、市街地又はその周辺で交通の便がよいこと等を条件に現在の敷地を含む3箇所を選定し、自然的条件や経済的条件をも考慮して比較検討した結果、都市計画法の用途地域に支障がなく、必要面積を確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように老朽化と地震により建物の損傷が激しく、昨年春には欠損した階段が原因で人がも出ている。また、現在の建物は構造上新耐震基準に適合するような改修が難しいことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

十日町市生涯学習課（十日町市中央公民館内）